

学研高山地区ゲートエリアまちづくり協議会

第1回 総会(設立総会) 資料

開催日 令和6年12月25日(水) 13:00～

開催場所 北コミュニティセンター

ISTA はばたき はばたきホール

目 次

次 第	2
これまでの経過概要	3
(議決・承認事項)	
議案第1号 規約について	6
議案第2号 役員を選任について	11
(報告事項)	
報告第1号 今後の予定について	16

学研高山地区ゲートエリアエリアまちづくり協議会

第 1 回 総 会（設立総会）

開 催 日 令和 6 年 12 月 25 日(水)
13:00～

開催場所 北コミュニティセンター
ISTA はばたき はばたきホール

次 第

1. 開 会

2. 来 賓 あ い さ つ

3. これまでの経過概要について

4. 議 長 選 出

5. 議 決 ・ 承 認 事 項

議案第1号 規約について

議案第2号 役員の選任について

6. 報 告 事 項

報告第1号 今後の予定について

7. 記念講演

公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 常務理事 河合智明 氏

7. 閉 会

これまでの経過概要について

時期	高山地区全体の取組み	ゲートエリアの取組み
平成28年 3月	生駒市とUR都市機構が土地譲渡契約締結	
平成30年 11月	高山地区第2工区地権者の会設立	
令和4年 4月	事業アドバイザー4者決定	
6月	学研高山地区第2工区マスタープラン策定	
7月	令和4年度 地権者の会総会	
11月	学研高山地区第2工区事業推進会議設置(学識、国、県、市、関係者)	
11月	地権者の会役員会 南エリアを先行個別地区に決定	
令和5年 5月	南エリアまちづくり協議会設立総会	
7月	令和5年度 地権者の会総会	
11月	南エリア 土地利用の意向調査	
11月	第2回 学研高山地区第2工区事業推進会議	
12月	地権者の会役員会 ゲートエリアを次期個別地区に決定	
12月	南エリア 土地区画整理勉強会	
令和6年 1月		まちづくりニュース第6号の発行 ゲートエリアを次期個別地区に決定
令和6年 2月		第1回ゲートエリア発起人会 ・協議会設立までの取組み 他
令和6年 9月	令和6年度 地権者の会総会	第2回ゲートエリア発起人会 ・協議会設立にむけて
10月	南エリア 準備組合設立に向けた説明会	協議会設立の意向確認
11月	南エリア 準備組合設立の仮同意取得開始	第3回ゲートエリア発起人会 ・協議会設立準備
12月	南エリア 事業協力者の選定	第4回ゲートエリア発起人会 ・協議会設立準備

ゲートエリアまちづくり協議会
第1回 総会(設立総会)

議案書

<議決・承認事項>

議案第1号

規約について

学研高山地区ゲートエリアまちづくり協議会の規約について、別紙
のとおり承認を求めます。

※別紙については、次頁をご参照ください。

学研高山地区ゲートエリアまちづくり協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本協議会は、学研高山地区ゲートエリアまちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、学研高山地区第2工区マスタープランを基に次条の区域における適切な土地利用の実現に向け、土地区画整理準備組合を立ち上げることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、別添の区域図に示す区域とする。

(会員資格及び会員)

第4条 協議会の会員資格は、前条の区域内に土地の所有権又は借地権を有する者及び協議会が認める者とする。なお、会員は、まちづくり協議会への参加意向を表明した者で構成する。

(議決権)

第5条 会員は各々が一個の議決権を有する。ただし、土地の所有権者又は借地権者が数人の共有に属するときは、そのうちの代表者が一個の議決権を有する。

(活動内容)

第6条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地権者の合意形成
- (2) まちづくりに関する調査・研究
- (3) まちづくりに関する連絡・調整
- (4) まちづくりに関する広報及び啓発
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(役員会及び役員)

第7条 協議会に次の役員で構成される役員会を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名程度
- (3) 運営委員 8名程度

2 役員は協議会会員の中から選出する。

3 会長及び副会長は役員の中から互選により選任する。ただし、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 役員は第6条に定める活動の遂行にあたる。
- (2) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときはその職務を代行する。
- (4) 副会長の代理の順序は、あらかじめ会長がこれを定める。ただし、定めがない場合は、副会長の互選により定める。

(役員報酬)

第9条 役員は無報酬とする。

(会議)

第10条 会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は会長が招集する。
- 3 総会及び役員会の議長は会長が行う。

(総会)

第11条 総会は、役員会で必要と認めるとき又は会員の1/3以上から請求があったとき会長が招集するものとする。

- 2 総会は、協議会の最高意思決定機関であり、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) 協議会の運営に関する重要な事項
 - (2) 規約の制定及び改正
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他役員会が重要と認める事項
- 3 総会は、会員の過半数の出席(委任状の提出者含む)により成立し、議事は、議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない事由のため会議に出席できない者は、書面による表決又は他の者を代理人として表決を委任することができる。

(役員会)

第12条 役員会は第7条の役員で組織する。

- 2 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) 総会開催に必要となる関係図書の作成等に関すること
 - (2) 第6条に掲げる活動に関すること
 - (3) 第11条第2項に掲げる事項以外の事項
- 3 役員会は、役員過半数の出席により成立し、議事は議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(解散)

第13条 協議会は、次の場合に解散する。

- (1) 土地区画整理準備組合が設立された場合

(2) 第2条の目的の達成が困難又は協議会の遂行が不能となり、総会において解散の議決をした場合

(事務局)

第14条 協議会の事務局は生駒市都市整備部学研推進課に置く。

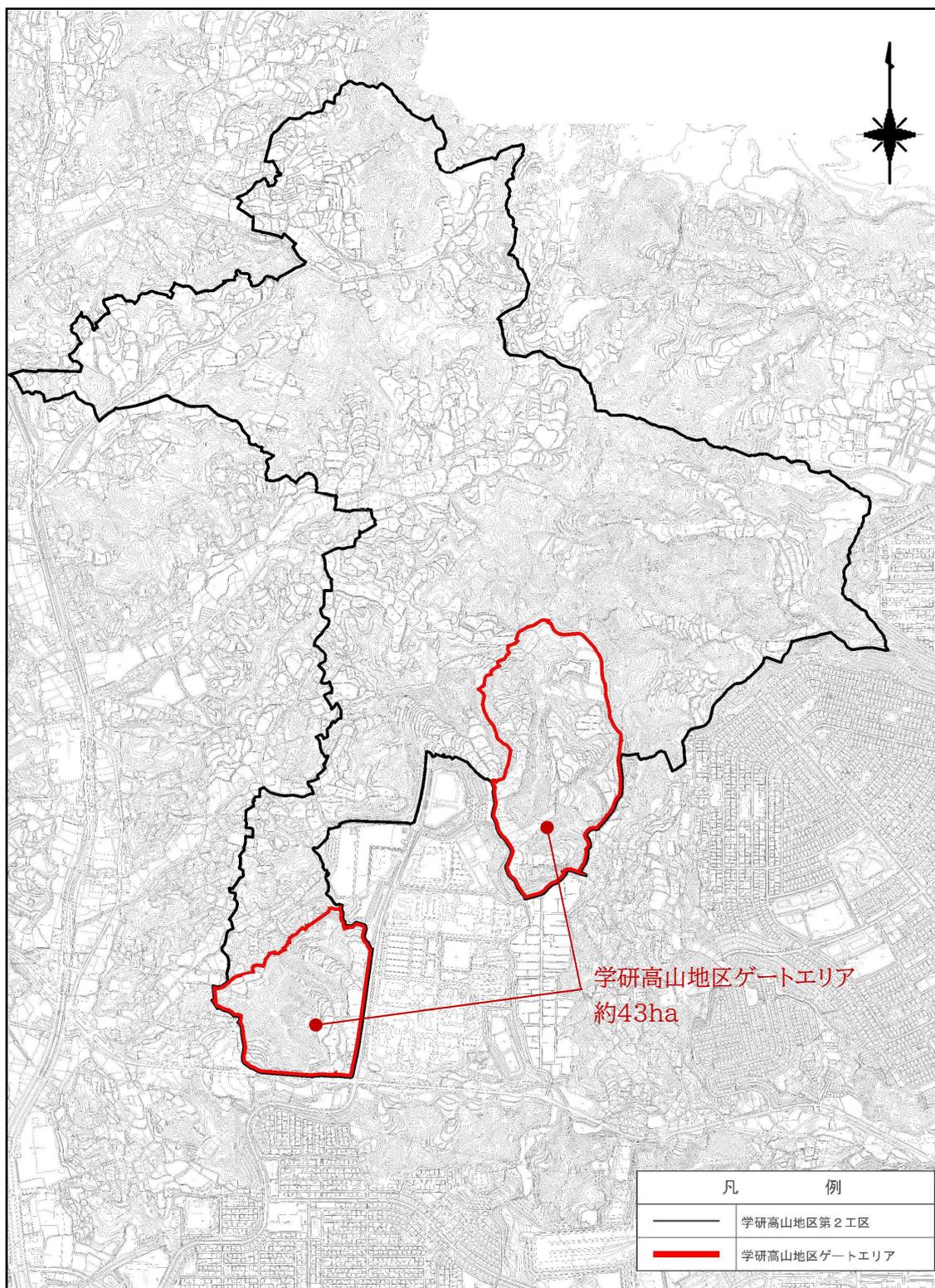
(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、役員会で協議し定める。

附 則

この規約は、総会の議決を経て協議会の設立の日から施行する。

別添図（学研高山地区ゲートエリアまちづくり協議会 区域図）



<議決・承認事項>

議案第2号

役員を選任について

学研高山地区ゲートエリアまちづくり協議会規約の第7条第2項及び第11条第2項の規定により、役員について別紙のとおり承認を求めます。

※別紙については、次項をご参照ください。

役 員 (案)

(順 不 同)

今 井 正 徳 久 保 幸 作

柴 田 敏 男 白 川 久 一

田 中 彰 古 川 武 良

松 山 治 幸 村 田 卓 司

吉 岡 照 子 (代理:吉 岡 正 純)

素 盞 鳴 神 社 生 駒 市

ゲートエリアまちづくり協議会
第1回 総会(設立総会)

報告事項

<報告事項>

報告第1号 今後の予定について

